



# 島根県報

令和7年4月15日（火）

第 6 0 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業 廃止の届出	（高齢者福祉課）	2
保安林予定森林（2件）	（森林整備課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の 変更の届出	（中小企業課）	3

## 告 示

### 島根県告示第233号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和7年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社 ライフスタイル東光	通所介護	デイサービスかじかの郷	安来市広瀬町宇波484-2	令和7年3月31日

### 島根県告示第234号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町大呂465-1、2507、2508-1、2509、2510、2511-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第235号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市多伎町奥田儀1422-1、1422-2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第236号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和7年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

### 1 届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平田ショッピングセンターV i V A 島根県出雲市平田町1708-1

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ラック 代表取締役 佐藤 一司 島根県出雲市平田町1708-1

#### (3) 変更した事項

##### ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ラック 代表取締役 小安 正之

(変更後) 株式会社ラック 代表取締役 佐藤 一司

##### イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

退店：阿部三菜 島根県出雲市平田町1708-1

#### (4) 変更の年月日

1の(3)のア 令和5年1月31日

1の(3)のイ 令和6年7月31日

### 2 届出年月日

令和7年4月1日

### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

#### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

#### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。